

第43号

令和元(2019)年
7月

芳賀地方

認定農業者だより

編集・発行 芳賀農業振興事務所（経営普及部）
〒321-4305 真岡市荒町116-1 4F
Tel 0285-82-3074 FAX 0285-83-6245
H P <http://www.pref.tochigi.lg.jp/g53/index.html>



～認定農業者紹介～

芳賀地方認定農業者協議会（茂木町認定農業者協議会） 会長 檜山 宗一（ひやま そういち）さん

茂木町の檜山さんは、高校を卒業後、「中川農協（現JAはが野）」に就職し、芳賀地方の農業振興に貢献されました。その後54歳で就農し、平成24年に認定農業者となりました。

水稻150a、干し椎茸6,000本、加工トマト35aを生産しており、身近な器具を利活用して省力化を図り、労力の負担を軽減するなどの工夫を日々試行錯誤しながら、生産性の向上に意欲的に取り組んでいます。

地域の一番の課題は担い手不足だと日々感じていますが、「頭を使って工夫次第で農業は儲かる。農家の後継者等が就農するためには、農業は儲かることを見せなければならぬ。」と、茂木町認定農業者協議会の会長として、地域の農業の後継者育成等にも熱意を燃やしています。

また、農業における女性の役割を重要視しており、茂木町認定農業者協議会の総会などには、パートナーとともに積極的に参加し、夫の仕事について理解してもらうことが重要だと考えています。

6月4日に開催された芳賀地方認定農業者協議会定期総会において、小幡正前会長の後任として就任され、今後は芳賀地方認定農業者のトップとして活躍が期待されます。



檜山 宗一さん



特集！スマート農業の推進

農家の減少と高齢化に伴い、担い手1戸あたりの耕作面積が増加しています。

これまでは、スケールメリットにより効率経営を進めることが出来ましたが、今後は、急激な面積増加により「労働力不足」、「煩雑な多ほ場管理」、「作業効率の限界」等の課題を抱える経営体が増えると考えられます。

これらの課題を解消するため、国・県では「スマート農業」を推進しています。

スマート農業とは、先端技術（ロボット、情報通信）を活用し、作業の自動化・省力化・高精度化・安定化等を進めた次世代農業で、熟練農家並の農業技術を実践しながら、規模拡大や高度な農業経営を可能とするものです。是非、導入について御検討ください。

スマート農業の例

可変ブロードキャスター
→地力に応じた適性施肥で経費削減

ロボットトラクター
→1人複数台操作で効率作業



ドローン
→ほ場ごとにきめ細やかな病害虫防除



収量コンバイン
→ほ場ごとに収量・品質を数値化
次期作の施肥等にフィードバック



作付
計画

ほ場管理システム
→ほ場の位置、作目、作業進捗等を管理・共有

施肥

耕起

代かき

田植え

自動運転田植機
→1人で田植え
(基本操作と苗補給)

薬剤
散布

畦畔
管理

リモコン式自走草刈機
→傾斜地でも安全で効率作業

水管理

ほ場水管理システム
→給水排水の遠隔・自動
制御化で労力削減

収穫

調整

収量コンバインと連携したロット管理システム
→仕分け乾燥による品質向上、高付加価値化



(経営普及部農畜産課)

特集！ GAPの取組を通して農薬事故を未然に防ぎましょう

GAP(良い農業)の実践は 整理整頓と記帳 が基本です!

- ・整理 不要なものを捨てる
例) 農薬空容器は許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託
- ・整頓 正しい場所に置く
例) 農薬空容器は廃棄するまで密閉した容器や袋に入れて識別管理
- ・清掃 正しい状態にする。その状態になっているか確認する。
例) 農薬空容器がほ場内に転がっていたら空容器入れに捨てる
- ・記帳 いつ、どこで、誰が、何を、どれだけ、どのように
農産物や農薬などの「物」が存在する「時間」と「場所」が記録されていること



BAPからGAPへ!

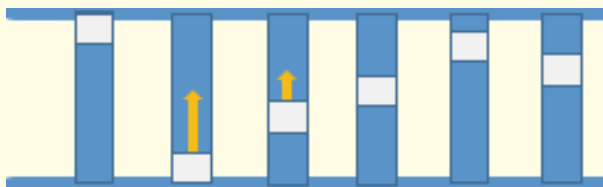
GAP 適正な農業管理 (Good Agricultural Practice)

× Bad



水和剤がこぼれている

散布の記録 農薬の保管 散布機の洗浄



× Bad



洗っていない...

BAP 不適切な農業管理 (Bad Agricultural Practice)

× Bad



鍵のかからない納屋に農薬保管

- どこが問題?
- なぜ問題なの?
- どの程度問題なの?
- どうすれば良いの?



× Bad



不要になった農薬空容器が雨ざらし

リスク評価とリスク管理をしましょう!

リスク評価

危害要因が、環境・人・農産物に与える悪い影響の大きさ × 危害の発生する確率

○Good



使いかけの水和剤は袋の口を2回折って洗濯ばさみ等で留める

リスク管理

リスクが許容できる範囲に抑える
危害要因を取り除く
or
発生確率を低くする

○Good



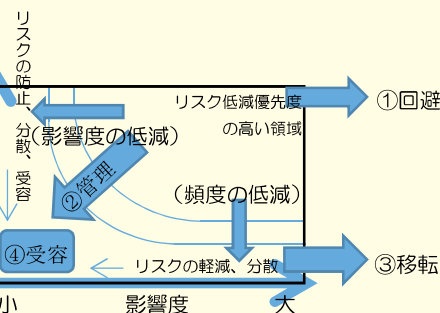
整理してカギのかかる保管庫(液剤を下段に)

リスク評価をしたら、利害関係者や作業者と共有しましょう

○Good



使用後は、しっかり洗浄!



○Good



農薬空容器は専用の場所・容器に保管
処理は地域協議会や廃棄物処理業者に

(経営普及部経営指導担当)

シリーズ) 10年後を見据えた地域農業を考える

今後、団塊の世代の高齢化に伴って、担い手への農地の集積が急速に進むことが想定されます。地域の農地の耕作放棄地化を防ぐためにも、地域農業を担う中心経営体の確保・育成を考える必要があります。

1 「人・農地プランの実質化」に向けた話し合いの促進

(1) 人・農地プラン

今後の地域農業を担う経営体や将来の農地利用のあり方等について、地域ぐるみで農業者が話し合い、その結果を市町が地域農業の設計図としてまとめたもので、管内では旧町村ごとに20地区でプランが策定されています。

(2) 地域農業の問題

担い手の皆さんのお住まいの地域（集落等）では、このような問題を抱えていませんか？

- ・団塊の世代の方が何とか農業を続けているが、ゆくゆくは耕作放棄地になってしまうかも知れない。
- ・担い手はいるが、農地が集まりすぎて限界に来ている。集落の農地を守っていくため、集落営農組織が必要ではないか。
- ・農地の区画が小さく、作業時間がかかっているの、今後のことを考えるとほ場整備をして、担い手が使いやすいように条件を整えた方が良いのではないか。

(3) 話し合い（「人・農地プランの実質化」）

状況の変化を踏まえながら、地域の将来展望が描けるよう「人・農地プラン」を見直していきましょう。

- ・担い手や農地の出し手となる農家だけでなく、集落内外の多くの関係者に参加してもらうことが大切です。
- ・担い手（誰か、後継者も含め十分確保されているのか、十分でない場合は新規参入をどうするか）や、農地中間管理機構の活用、担い手とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方等を話し合っていきましょう。
- ・話し合いに当たっては、市町や農地利用最適化推進委員をはじめ、関係機関がアンケート調査をもとに担い手の状況を地図で分かりやすく示すなど、地域の話し合いをサポートします。

○農地利用最適化推進委員とは

農地利用の最適化のため新たに農業委員会に設けられた役職で、以下の現場活動に取り組みます。

(1) 担い手への農地の利用集積・集約化活動

営農意向調査等を行い、農地の出し手・受け手の掘り起こしやマッチングを行います。

また、「人・農地プラン」などの地域の課題解決に向けた農業者等の話し合いに参加します。

(2) 遊休農地の発生防止・解消活動

遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止や早期発見のため農地パトロールを実施し、遊休農地や耕作者が不在になる恐れのある農地については、今後の利用意向を調査します。

(3) 新規就農の促進活動

地域農業の担い手を確保するために、新規就農者の定着支援を行います。



(企画振興部企画振興課)

2 担い手の確保、育成

地域の農地利用最適化推進委員や関係機関を交えて話し合いを充実させ、地域の実情に合わせ将来の農地利用を担う中心経営体の確保・育成を行いましょよう。

中心経営体の形は以下の4通りが考えられます。

- (1) 個別経営体 ⇒家族経営で地域の相当程度の面積を担っている。
後継者もいるため、今後も家族経営でいきたい。
- (2) 個別経営体が法人化⇒家族労働だが、規模拡大に対応するため、外部から常時雇用を積極的に導入していきたい。
専門家（税理士等）による経営診断後、法人化を検討したい。
- (3) 集落営農組織 ⇒地域に中心的な担い手がいなし、誰に農地を頼んだらよいか悩んでいる。みんなと共同すれば農業が続けられる。
- (4) 第三者継承 ⇒後継者は他産業に従事しており、今後も就農の見込みがなく、地域に任せる担い手もない。
農業をやる気がある人に、経営を継承したい。

管内で新たに43人の方が農業を始めました

～平成31(2019)年度 芳賀管内の新規就農調査結果の概要について～

平成30(2018)年5月から平成31(2019)年4月に芳賀管内で新規に就農された方は43人で、前年に比べ17人減少しました。県全体でも新規就農者は減少に転じており、前年に比べ56人減少して301人となりました。管内新規就農者の内訳は、新規自営就農者が23人（前年比10人減）、新規雇用就農者20人（前年比7人減）となりました（※1）。

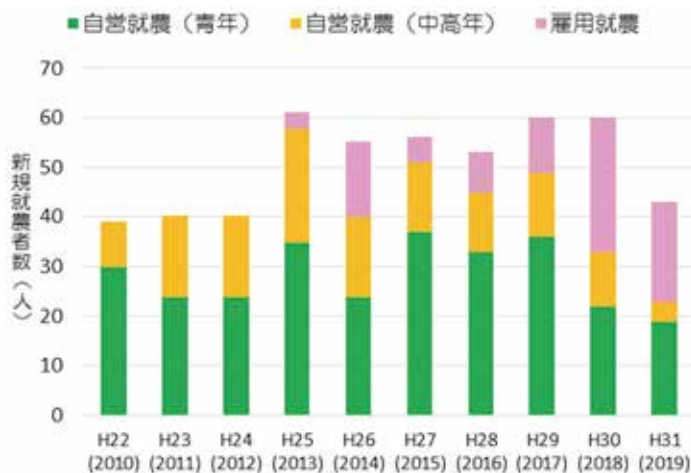
新規自営就農者内訳をみると年代別では青年農業者が19人、中高年農業者が4人でした（※2）。

就農形態別では、他産業従事後就農が16人（70%）で前年同様最も多く、次いで新規参入4人（17%）でした。志向作目別では、いちごが13人（57%）、施設野菜が3人（13%）であり、園芸作目への志向が高くなっています。

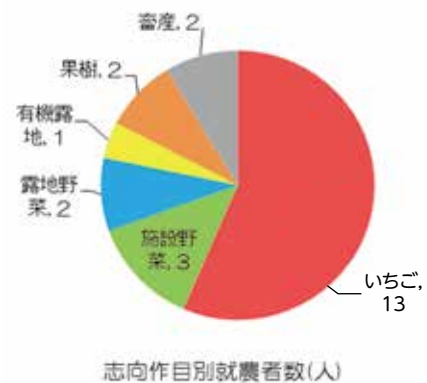
芳賀農業振興事務所では芳賀地域の農業活性化のため、関係機関・団体と連携し今後とも新たな担い手の確保、そして育成に努めていきます。

※1 農作業を主体に従事している者のみ

※2 青年農業者：44歳以下、中高年農業者：45歳以上64歳以下



新規就農者の推移



(経営普及部経営指導担当)

事務所からのお知らせ

露地野菜のモデル産地育成を進めています！

- ・主食用米の消費量減少（年間10万トン程度が減少すると言われている）
- ・加工・業務用野菜の需要が増加（国内仕向け量H2：51%→H27：57%）
- ・広大な水田を最大限に活用して、収益性の高い水田農業への構造改革を進める必要

露地野菜の産地づくり基本構想を策定し、水田農業の構造改革

露地野菜での経営安定のために大規模な産地づくりが必要です。
水田を活用した産地構想実現に向けて、ソフト・ハードの両面から継続的に支援します。

【産地づくり躍進推進事業（ソフト）】

- 産地づくり及び供給体制強化の取組を支援
 - ・産地体制づくり（種苗の調達、生産資材導入等）
 - ・販路の確保（商談会展等）
 - ・低コスト化等収益性向上に向けた実証等
- 補助率：1/2

【産地づくり躍進整備事業（ハード）】

- 低コスト生産に必要な生産機械、施設等の導入を支援
 - ・栽培管理機械、出荷調整機械
 - ・一次加工処理施設、乾燥貯蔵施設等
- 補助率：機械1/3、施設4/10

地域ぐるみでの農地集積・集約化に取り組みましょう—農地中間管理機構の活用—

○農地中間管理機構（以下「機構」という）とは
担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の借受けや貸付けについて中間的な受け皿になる機関です。

- ◆ 農地を貸したい
- ◆ 規模を拡大したい
- ◆ 園芸に経営転換したい
- ◆ 農地が分散していて効率が悪い
- ◆ 地域の農地の将来が不安だ

こんな悩みは
ありませんか

機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化に取り組みませんか？
地域ぐるみで話し合い、機構を活用することで農地の将来の不安解消につながります。

P4の「10年後を見据えた地域農業を考える」も併せてお読みください。

○機構へ農地を貸し付けた地域等への支援

地域ぐるみでまとめた農地を機構に貸付けて担い手への農地集積・集約化を図る場合※1や、経営転換またはリタイアする農業者が機構に農地を貸し付けた場合※2には、協力金が交付されます。

※1 地域集積協力金 ※2 経営転換協力金

農業と福祉の連携(ユニバーサル農業)に取り組んでみませんか!!

栃木県では、平成30(2018)年5月から農業者と障害者福祉施設において農作業の受委託を進めるためのマッチングを開始しました。芳賀地方においては、昨年度3名（真岡市、市貝町）の農業者が障害者福祉施設へ作業を委託し、除草作業が行われました。

今年度もマッチングに係る手続き等の支援を行っていくとともに、農福連携に関心の高い農業者や障害者福祉施設等を対象に、実践農場見学会を開催し、マッチングを促進します。



除草作業の様子

(企画振興部企画振興課)

いちご新品種「栃木 i37 号」、「栃木 iW1 号」を紹介します

栃木県では、平成30（2018）年にいちごの新品種「栃木i37号」「栃木W1号」の2品種を登録出願しました。

「栃木i37号」は、酸味が少なく甘さが際立っており、とちおとめより一回り大きく、萎黄病の耐病性に優れています。とちおとめに比べると収穫始期が10日以上早く、頂花房の着花数が8個程度でとちおとめよりかなり少ないという特性もあります。令和2（2020）年産から一般栽培が予定されています。

「栃木iW1号」は、果実が白く、まろやかな食感が特徴です。白い外観を生かした様々な販売方法が考えられます。令和2（2020）年産について栽培希望者を募ったところ、多くの方から応募がありました。この品種は果実が白く、傷むと黄色く変色することが課題となっているため、当面（2～3年程度）は、長距離輸送を要しない観光いちご園や直売を中心に導入を進めていきます。



栃木i37号の果実



左 スカイベリー
右 栃木iW1号

（経営普及部いちご園芸課）

農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の内容が変わりました

農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して「就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））」や「就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））」として交付されるものです。


令和元(2019)年度からその内容が一部変更となりました。

主な変更点は以下のとおりです。

- ① 支援対象者の年齢要件が原則45歳未満から50歳未満に引き上げられました。
- ② 親族からの農地が過半で就農する場合、従来は就農後5年以内の「所有権移転」を必要としていたものが「利用権設定」でも可となりました。
- ③ 先進農家等で研修する者は「農の雇用事業」で支援を行い、準備型の支援対象外となりました。

なお、上記の見直し内容は令和元(2019)年度新規採択者から適用となります。また、経営の全部又は一部を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負う必要がある等、他にも要件があります。詳しくは、芳賀農業振興事務所又は各市町農務担当窓口にお問合せください。

有害鳥獣として捕獲した野生動物は適切に処分する必要があります※

野生獣名	捕獲をした後の処置	
	殺処分方法	廃棄方法
大型獣類 （イノシシ・シカ等） 	・ヤリ ・電気ショック ・銃 等	・現場に埋却 ・可燃ゴミとして廃棄する場合は、お住まいの市町にお問合せください。（大型獣類の場合、搬入サイズに制限があることがあります。）
捕獲許可申請者は狩猟免許を所持し、狩猟者登録を行った者であること		
中型獣類 （ハクビシン・タヌキ等） 	・炭酸ガス ・電気ショック 等	
アライグマ （特定外来生物） 	1 捕獲をした方が市町へ連絡 2 市町職員等が引き取り、県が委託した獣医師へ搬送後、県林業センターで処分	

捕獲する前に、処置方法を確認しておきましょう。

※有害鳥獣の捕獲には市町長の捕獲許可が必要です

（経営普及部経営指導担当）

畑地帯整備重点推進モデル事業（調査・啓発）

本県農業をリードする園芸生産の更なる振興を図るためには、畑地等の基盤整備を契機とした園芸の産地づくりを進めていくことが重要であります。そのため、本事業により露地野菜等の生産拡大に向け、畑地整備の推進に必要な調査・啓発の取組をモデル的に支援していきます。

この事業を活用し、平成30（2018）年度から、益子町の里西・星の宮地区の畑地において、地域の担い手や生産基盤の状況、営農意向等の調査や営農構想の策定等の支援を行い、地域の畑地帯等の基盤整備を契機とした園芸産地づくりをめざしています。

令和元（2019）年度は、市貝町の多田羅地区、前之内地区の畑地において、営農構想の策定に必要な調査活動を支援していきます。

農地中間管理機構関連農地整備事業

現在、芳賀町大字稲毛田地内において、基盤整備を契機とし園芸振興を図るため、県内初となる『農地中間管理機構関連事業』を活用し畑地の基盤整備事業を計画中です。

令和2（2020）年度に事業着手を予定しており、22.1ha（予定）の基盤を整備する計画です。そのうち、令和2（2020）、3（2021）年度に基盤整備（圃場整備工事）を行い、地元梨団地利用組合が令和3（2021）年度には5.2haの新たな園地を造成し、既存園地と合わせ約7haの梨団地を形成することとしています。

特産の梨園の団地化を進め、生産力を強化し「日本一のにっこり産地」を目指すことと合わせ、基盤整備を契機に担い手への農地集積促進、大規模露地野菜の産地づくり等に取り組み、収益力の向上と地域の活性化を図ります。

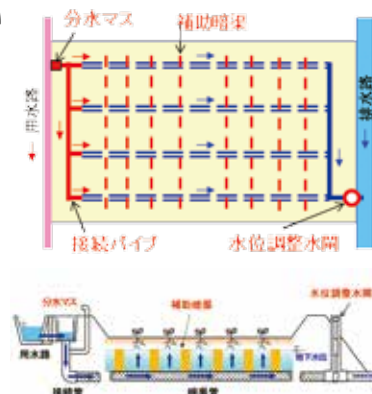
なお、事務所では「機構関連農地整備事業」の活用と合わせ「農地中間管理事業」、「産地パワーアップ事業」、「果樹経営支援対策」等の補助事業を活用し事業化に向け推進中です。

水田農業構造改革推進事業

県では、水田を活用した土地利用型園芸（露地野菜）の産地育成に向けて、作物の生産に適した水管理技術を普及させるため、新たな地下かんがいシステムの実証を行うとともに技術の啓発・普及を図る取組を行います。

◆水管理の合理化（省力化）に資する新技術導入の支援を行います。（令和元（2019）年度から令和3（2021）年度を予定）

- ① 栃木県型地下かんがいシステムの実証を行うため既存の暗渠排水を活用した地下かんがいシステムの現地実証を行います。
- ② 次世代型生産基盤整備の実証を行うため、県農業大学校において地下かんがいシステムを設置し、水管理に係る新技術の実証を行います。



（農村整備部調査保全課）

ミニ知識 ～日本型直接支払～

①中山間地域等直接支払制度

本制度は、傾斜など農業生産条件が不利な中山間地域において、農地の維持管理や、地域活性化の取組等を支援するために、面積に応じて一定額を交付します。

本制度は平成12年(1期5年)から実施され、今年度は第4期対策の最終年となります。また、来年度から新たに始まる第5期対策の準備が進められています。

「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎法」の指定地域及び県特認地域※（3法指定地域に隣接する市町の農林統計上の中山間地域）が対象となるため、芳賀管内では、「茂木町全域」と「益子町益子地区」が対象地域となっています。

また、第4期対策では、茂木町の70集落(815ha)が集落協定を締結し、農地や農道等の維持管理、鳥獣害対策等、各地域の状況に合わせた取組を行っています。

※緩傾斜の場合は、急傾斜と連担し一団のまとまりを形成している農用地。

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500
草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000

(企画振興部企画振興課)

②環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

- ・原則、農業者の組織する団体が対象となります。
- ・農業者は、主作物について販売することを目的に生産を行っていること、国際水準GAP（食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理）を実施していること、環境保全型農業の取組を広げる活動（自然環境の保全に資する農業の生産方式に関する検討会の開催等）に取り組むことが要件となります。
- ・芳賀地方では、平成30（2018）年で392ha（うち芳賀町367ha）の取組があります。
- ・対象取組と交付単価（芳賀地域で取り組んでいる取組）
 - カバークロープ（緑肥）の作付け⇒8,000円/10a
（うち、ひえを使用する場合）⇒(7,000円/10a)
 - 有機農業 ⇒8,000円/10a
（うち、そば等雑穀・飼料作物）⇒(3,000円/10a)

(経営普及部経営指導担当)

③多面的機能直接支払交付金

農業農村には、国土の保全、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承など、いろいろな働き（多面的機能）があります。これらを守り引き継いでいくため、地域の共同活動を支援する制度が、多面的機能支払交付金です。

この交付金は、草刈りや水路の泥上げ等農地を維持していくための活動などを支援する「農地維持支払」、植栽や生き物の保全、遊休農地の有効活用等の環境を保全する活動などを支援する「資源向上支払（共同）」、水路の補修などの長寿命化の活動を支援する「資源向上支払（長寿命化）」の3種類があります。

芳賀地方では、現在、農振農用地面積約14,300ha（茂木町除く）の36%で農地維持支払に取り組んでおり、特に、芳賀町では92%と県内一高い率となっています



草刈り風景



植栽活動



生き物調査

(農村整備部調査保全課)

令和元(2019)年度芳賀地方認定農業者協議会の役員・市町協議会の役員が決定しました

芳賀地方認定農業者協議会	[会長] 檜山 宗一 [副会長] 水沼 清和
真岡市認定農業者協議会	[会長] 飯山 克則 [副会長] 渡辺 栄、小池 要
益子町認定農業者協議会	[会長] 加藤 栄一 [副会長] 小林 芳美、勝田 育夫
茂木町認定農業者協議会	[会長] 檜山 宗一 [顧問] 小幡 正
市貝町認定農業者協議会	[会長] 水沼 清和 [副会長] 平井 道幸、荒井 誠
芳賀町認定農業者協議会	[会長] 穂山 安之 [副会長] 酒井 和夫、酒井 紀之

経営改善相談会のご案内



経営に係わるさまざまな悩み（税務対策、経営管理、法人化、労務管理、集落営農、6次産業化等）について、農業経営指導スペシャリストの方がアドバイスします。

1対1の相談が可能ですので、この機会に経営の悩みについてお話ししてみませんか？

日時 令和元(2019)年8月8日(木) 10:00~15:00

場所 栃木県芳賀庁舎大会議室(4階) 真岡市荒町116-1

内容 専門家等による個別相談(参加者1人当たり1時間程度)

※参加可能な人数は、各相談項目ごとに4名程度です。お早めに申込みください
当日は、確定申告書等をご持参いただく場合があります。

専門家(農業経営指導スペシャリスト)を派遣します



栃木県担い手育成総合支援協議会に「栃木県農業経営相談所」が開設され、農業者の経営改善や法人化等の相談に対して、専門家(税理士、社会保険労務士等)を相談者の自宅等に派遣します。農業経営全般や人・農地プランの話し合い等にも専門家が親身に対応します。

◆申込方法：経営普及部経営指導担当(担当：橋本)にTEL(0285-82-3074)して下さい。追って、普及指導員が内容確認でお伺いし、適切な専門家を選定します。

◆派遣先：申込者自宅

◆相談時間：2時間程度

◆その他：派遣の具体的な内容は、別途御連絡いたします。
なお、当日は確定申告書等の資料を提示いただく場合があります。

(経営普及部経営指導担当)



気象災害による農業被害を未然に防ぐため、
技術対策情報が携帯電話等に直接メール配信される

「とちぎ農業防災メール」のご登録をお願いします！

併せて、気象警報・注意報等が直接メール配信される

「栃木県防災メール」のご登録をお願いします！



「とちぎ農業防災メール」
登録はコチラから



「栃木県防災メール」
仮登録はコチラから

▲各市町担い手育成総合支援協議会▲

真岡市担い手育成総合支援協議会 TEL0285-83-8137 益子町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-72-8865
茂木町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-63-5634 市貝町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-68-1116
芳賀町担い手育成総合支援協議会 TEL028-677-1110